



6年間奨励金が交付されます！

栃木県那須烏山市 企業誘致・立地支援制度

那須烏山市では、地域産業の振興と雇用機会の維持及び拡大、既存企業の定着を目的として、市内への製造業をはじめとする事業場・施設等の新增設を支援するため、「企業誘致及び立地を促進する条例」を制定し、企業立地奨励金等の交付を行っています。

1. 対象となる条件

対象事業を営む企業等が

- 製造業
- 情報サービス業
有線放送業・インターネット付随サービス業
- ホテル・旅館
(30室以上)

3人以上従業員が常駐する
対象施設等(※1)を

- 生産・研究施設
- 事務所・倉庫・検査所
- 事業の用に供する施設
- +上記に付随する設備

(※1) 施設(=建物)に係る要件

- 施設の取得額or評価額3,000万円以上 (※2)
- 常駐する従業員が3人以上

市内に新增設等したとき

- 新設
- 増設
- 移転・移設
- 建て替え

規模の維持
or拡大

ほか、従業員住宅を
新增設したとき

- 市内で対象事業を
営む企業等
- 社宅・社員寮を取得
- 社宅・社員寮の取得額
3,000万円以上 (※2)

2. 奨励措置の内容

奨励金区分	要件・対象	交付額	交付年数	限度額 /年度
(1) 企業立地奨励金	取得: 家屋・償却資産・土地 賃借: 家屋・土地	●固定資産税相当額 ●年間賃借料 ×1/10	▶6年間 ▶6年間	合計 3,000万円
(2) 用地取得奨励金 (1)に上乗せ	取得: 敷地となる土地	●土地の取得経費 ×1/10	▶1回のみ	1,000万円
(3) 雇用促進奨励金 (1)に上乗せ	市内者2人以上 正規雇用かつ1年継続	●1人 30万円	▶6年間	1,500万円
(4) 従業員住宅設置 奨励金	取得: 家屋・土地	●固定資産税相当額	▶3年間	

(1)(2)(4)親会社等や役員、役員の親族等からの取得・賃借によるものは対象から除外

3. 手続きの流れ

①事前協議
関係法令手続き

- ・**取得の場合は**
総合政策課あて
必ず相談
- ・必要な関係法令を
確認、手続き開始

②事業計画
認定申請

- ・申請書・誓約書
- ・事業計画
- ・位置図・配置図
- ・履歴事項全部証明書(商業登記簿)
- ・収支決算報告書等(2期分)

③操業開始時の
届出

- ・現地確認による認定
事業計画との符合
- ・売買・工事請負・賃
貸借契約書等
- ・従業員名簿
- ・その他必要書類

④固定資産税・
賃借料の支払

- ・固定資産税納付
(賦課年度分)
- ・賃借料(1年分)
- ・その他市税・
使用料等納付

⑤奨励金
交付申請

- ・④の証拠書類
- ・直近の収支決算報告書等
- ・雇用関係の証拠書類等

② 提出期限
着工30日前
売買契約30日前
賃貸借契約30日前

②変更申請or変更届
認定後の計画等に変
更があったとき

③雇用開始届
②以後、市内者を
正社員として雇用
したとき

※④、⑤、⑥は毎年度

⑥ 奨励金等交付